明石市指定給水装置工事事業者 各位

明石市公営企業管理者 西本 昇 (公印省略)

水道法の一部改正に伴う 指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について(通知)

日頃より、明石市の水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、2019(令和元)年 10月1日より指定の更新制が導入されます。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から <u>5</u>年間となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。

初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間をご確認の上、期間内での手続きをお願い致します。

1. 有効期間及び更新の受付期間

※ 初回の更新手続きについては、<u>水道局より事前にダイレクトメールにて通知</u>します。 その際に更新に必要な書類等は、同封します。

明石市より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成 10 年 4 月 1 日~平成 11 年 3 月 31 日	2020年(令和2)年9月29日までの1年間
平成 11 年 4 月 1 日~平成 15 年 3 月 31 日	2021年(令和3)年9月29日までの2年間
平成 15 年 4 月 1 日~平成 19 年 3 月 31 日	2022年(令和4)年9月29日までの3年間
平成 19 年 4 月 1 日~平成 25 年 3 月 31 日	2023年(令和5)年9月29日までの4年間
平成25年4月1日~令和元年9月30日	2024年(令和6)年9月29日までの5年間

- 2. 申請時に必要な提出書類及び持参するもの(水道法第25条の2を準用)
 - (1) 様式第1 (新規申請時の申請書と同様)
 - (2) 様式第2(欠格要件に該当しないことの誓約書)
 - (3) 機械器具調書
 - (4) 定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票の写し(個人)
 - (5) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの(免状又は技術者証の原本もしくは写し)
 - (6) 指定更新時確認事項届(明石市が確認する事項を記入するもの)

- 3. 明石市が確認する項目(給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について) 【確認する内容】
 - ① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
 - ② 指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
 - ③ 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
 - ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
- 4. 更新に係る事務手続き手数料(明石市水道条例第30条による) 15,000 円
- 5. 更新制度に関するお問い合わせ先明石市水道局給水係電話 078-918-5067